

定期預金中途解約時の取扱い

平成26年1月6日現在

1. スーパー定期・期日指定定期・変動金利定期

約定期間および預入日から解約日の前日までの期間に応じ、『期限前解約利率表』の利率（小数点第3位以下切捨）により計算した利息を預金とともに支払います。

①スーパー定期・変動金利定期

- 単利型で中間利払があった場合は、中間利払利息の合計を差引します
- 中間利払済利息の合計が中途解約利息を超過の場合は、支払済利息超過分の清算をお願いします
- 複利型は、6ヶ月複利で利息を計算します

②期日指定定期

『期限前解約利率表』の《預入期間3年以上4年未満》の利息計算を適用し、約定利率は預入期間2年以上利率を使用して計算します

期限前解約利率表

預入期間 解約迄の期間	1ヶ月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率				
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×15%	約定利率×10%
1年以上1年半未満		約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×15%
1年半以上2年未満		約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年以上2年半未満			約定利率×50%	約定利率×35%	約定利率×25%
2年半以上3年未満			約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%
3年以上3年半未満				約定利率×50%	約定利率×40%
3年半以上4年未満				約定利率×60%	約定利率×50%
4年以上4年半未満					約定利率×60%
4年半以上5年未満					約定利率×70%

※但し、解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率とします

2. 大口定期

(1) 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合

解約日における普通預金利率

(2) 預入日の1ヶ月後の応当日以後に解約する場合

次の①・②の内いずれか低い利率（但し、解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率とします）

①. 約定利率×70%

②. 約定利率 —
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。